

業務管理体制について

業務管理体制とは、平成 21 年 5 月施行の改正介護保険法により、法令遵守の義務の履行を確保するため、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るものであり、事業者に対して各行政庁への業務管理体制の整備に係る届出が義務付けられています。その整備すべき内容は、事業所の規模により定められており、また届出については事業展開に応じた行政機関へ届出が必要となります。

業務管理体制整備の内容としては、指定又は許可を受けている事業所数が 20 未満の場合、法令遵守責任者の選任をすることが必要となります。事業所数が 20 以上 100 未満の場合、法令遵守責任者の選任に加え、法令遵守規定の整備が必要となります。事業所数が 100 以上になるとそこに法令遵守に係る監査が加わります。事業所数に介護予防事業所は含みますが、みなし事業所と総合事業における第一号訪問事業、第一号通所事業、サービス B、サービス C 等は含まれません。

<業務管理体制の整備基準>

		事業所数		
		1 以上 20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
整備内容	法令遵守責任者の選任	○	○	○
	法令遵守規定の整備		○	○
	監査の定期的な実施			○

<厚生労働省 HP より一部抜粋>

【厚生労働省ホームページ】介護サービス事業者の業務管理体制

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/service/index.html

<業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について>

厚生労働省が運用する電子申請届出システムを用いた電子申請の受付を開始しています。積極的に電子申請を活用していただきますようお願いいたします。

電子申請届出システムの操作方法、GビズIDについては、八幡市ホームページ【指定・更新】居宅介護支援事業者の指定・更新について【1】電子申請届出システムによる電子申請(ID:4948)をご参照ください。

電子申請届出システムホームページ(ヘルプ-操作マニュアル)
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

GビズIDについて
<https://gbiz-id.go.jp/top/>